

「子育て世帯への臨時特別給付」の支給対象を拡大 ～すべての子どもたちに積極的な支援を～

1 目 的

国の「子育て世帯への臨時特別給付」の対象外となる方について、本市の『子育て支援に積極的に取り組む』という考えから、世帯の所得等に関係なく 18 歳以下の子どもたち全てに支給するため、支給対象の範囲を拡大します。

2 概 要

令和 3 年 11 月 19 日に閣議決定された、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において行う、0 歳から高校 3 年生までの子ども 1 人当たり 10 万円の給付について、所得制限等により対象外となった全ての世帯等へ 10 万円の支給を行います。

3 実施内容等

(1) 支給対象

- ・所得制限により対象外となった、18 歳以下の子どもを養育する人
- ・18 歳以下の子どもを養育する人で、基準日以降の離婚等により給付金を受け取ることができない人

(2) 給付額

子ども 1 人当たり一律 10 万円

(3) 対象者数

約 5,300 人（拡大前の合計 約 49,000 人→拡大後の合計 約 54,300 人）

内訳 所得制限による対象外 約 5,000 人

基準日以降の離婚等により給付金を受け取ることができない 約 300 人

4 予算額

536,600 千円

（内訳）事業費 530,000 千円

事務費 6,600 千円